

## 平成26年第2回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成26年4月25日（金曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 議案第30号 学校給食用食器洗浄機取替設置業務委託契約について
- 第 8 議案第31号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第32号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

### ○出席議員（10名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	9番 駒 井 久 晃 君
10番 熊 谷 俊 幸 君	11番 室 田 憲 作 君

### ○欠席議員（1名）

8番 橋 本 修 司 君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総 務 課 長 補 佐	酒 井 峰 高 君

総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
財務課税務係長	更 科 信 輔 君
町 民 課 長	水 上 常 男 君
町 民 課 主 幹	豊 島 明 彦 君
町 民 課 係 長	杉 野 浩 君
環 境 衛 生 係 長	熊 木 良 美 君
福 祉 課 長	更 科 滋 子 君
福 祉 課 長 補 佐	門 間 憲 一 君
福 祉 課 係 長	村 上 達 君
社 会 福 祉 係 長	清 水 雅 代 君
福 祉 課 保 健 係 長	安 宅 正 夫 君
福 祉 課 主 査	笹 浪 満 君
保 健 係 主 査	小 笠 原 聡 君
建 設 水 道 課 長	湊 正 子 君
建 設 水 道 課 主 幹	宮 嶋 真 奈 美 君
建 設 水 道 課 主 査	
土 木 係 主 査	
学 校 給 食 セ ン タ ー	
学 校 給 食 セ ン タ ー	
主 任	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	藤 岡 典 行 君
総 務 係 長	清 水 聡 志 君
書 記	逢 坂 信 吾 君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成26年第2回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時00分）

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。  
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成26年第2回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本町におきましては、これからの連休における観光シーズンを前に各施設で準備が進められているところであり、温かく観光客を迎え、訪れる方が一人でも多くなることに期待をいたしているところであります。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、条例改正に伴う専決処分の承認3件、議案として業務委託契約1件、26年度補正予算案2件の合わせて6件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

9番 駒井久晃君 10番 熊谷俊幸君  
を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届は、8番、橋本修司君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎承認第1号～承認第3号

○議長（室田憲作君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第5、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めますのでございます。

平成26年4月25日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成26年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

（羽幌町税条例の一部改正）

第1条 羽幌町税条例（昭和32年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。また、適用条項の改正や字句の訂正、条項の整備等については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

改正の要点は、町民税や軽自動車税の税率改正、固定資産税で課税標準の特例措置の追加導入の改正などです。

まず、町民税の改正でございます。1点目は、町民税の納税義務者等の定義の改正で、平成28年10月1日施行でございます。法人税法で外国法人の恒久的施設が定義されたことによる改正で、現行では単に外国法人となっておりますが、改正後は法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事務所を有しない法人と定義されたことによる改正でございます。

2点目は、法人税割の税率改正で平成26年10月1日施行でございます。法人町民税の標準税率12.3%を9.7%に、制限税率14.7%を12.1%に改正するもので、羽幌町は制限税率を採用しており、増減率では2.6%減額となるものでございます。参考として、法人道民税も記載しておりますが、こちらは1.8%の減額となっております。また、国ではこれにかわる財源確保対策として地方法人税を創設する予定で、税率は4.4%を予定しております。

3点目は、法人町民税の申告納付で外国法人に係る外国税額の控除制度が新設となったもので、平成28年4月1日施行でございます。外国税額の控除制度とは、外国の法令に基づき外国または地方公共団体より課税される税金のことで、外国税は国際的な二重課税となるため、それを調整する目的で外国で納付した外国税額を一定の範囲で控除する仕組みとなっております。

4点目以降は、附則による改正でございます。肉用牛の売却による事業所得の町民税の課税の特例で適用期限を3年間延長し、平成28年度から平成30年度まで適用させるもので、附則による改正でございます。なお、肉用牛の売却の課税特例の対象牛は免税対象飼育牛と呼ばれ、1,500頭以内であれば基本的に町民税の所得割が全額免除となる制度でございます。

5点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、適用期限を3年間延長し、平成27年度から平成29年度まで適用するものでございます。

6点目は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告で、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止でございます。これは、公益法人制度改革により旧民法法人は特例により平成25年11月30日まで存続できる規定がありましたが、移行期限の到来を受け廃止するものでございます。

2ページをお開きください。軽自動車税の改正で、1点目は軽自動車税の税率改正でございます。この改正は、平成27年4月1日施行となっております。税率引き上げの背景としては、自動車取得税の税率引き下げに伴うもので、平成26年4月から普通自家用車は5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車は3%から2%に税率が下がります。このような中、軽自動車の標準税率を約1.5倍にし、最低限は2,000円とする改正であります。この詳しい中身については、下の表の(1)、原付、軽2輪、小型2輪の表をご

らんいただきたいと思います。次に、(2)、軽4輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるもので、下の表の(2)の①をごらんください。

2点目は、軽自動車の税率の特例で、平成28年4月1日施行となっております。経年車重課税制度の新設で新規登録から13年を経過した3輪以上の軽自動車の税率を標準税率の約20%増加させる改正でございます。こちらは、下段の表の②をごらんいただきたいと思います。

3ページをお開きください。固定資産税の改正で、1点目はわがまち特例の追加で固定資産税の償却資産に対する課税標準の特例でございます。1つ目は、公害防止設備で、①、汚水または廃液処理施設(カドミウム等)については3分の1、②、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設(ベンゼン等)は2分の1、③、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設(鉛、ヒ素等)については2分の1となっております。いずれも適用は2年度分となっております。2つ目は、浸水防止用設備を3分の2とし、5年度分適用するもので、地下街等の所有者または管理者が平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備(排水ポンプ等)に対するものでございます。3つ目は、ノンフロン製品を4分の3とし、3年度分適用するもので、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍、冷蔵機器に対するものでございます。なお、羽幌町において該当となる施設は現在ありません。

2点目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告で、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設でございます。対象家屋は、政府の補助で耐震改修が行われた家屋。対象期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。減額期間は、当該耐震改修の完了日から2年間。減額内容は、2分の1相当額を減額するものであります。

以上で承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号をお開き願います。承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年4月25日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第

1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成26年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。また、適用条項の改正による条項の整備については説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

国民健康保険税の減額についての改正でございます。国民健康保険税については、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、今般の社会保障と税一体改革に伴う消費税率の引き上げにより負担がふえる低所得者対策として軽減判定所得を拡充するものでございます。改正前の表をごらんください。7割軽減につきましては、基礎控除額33万円と判定しますが、5割軽減は基礎控除額に世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯所属者に24万5,000円を乗じて得た額を加えて判定してまいりました。これを世帯主を除かないで含めることとする改正であります。2割軽減につきましては、被保険者数等に乗じる金額の改正で35万円を45万円とする改正であります。なお、特定同一世帯所属者とは国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属している方です。

施行期日は平成26年4月1日としており、この規定は平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

以上で承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号をお開き願います。承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めらるものでございます。

平成26年4月25日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例については、羽幌町議会を招集するいとまがないので、別紙のとおり地方自治法第179条第1項

の規定により専決処分をするものでございます。専決処分は、平成26年4月1日でございます。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

羽幌町都市計画税条例（平成24年羽幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、市街化区域農地に対する都市計画税の課税の特例の適用条項の改正による条項の整備で、特例内容に変更はありませんが、改正条文を読み上げます。

附則第2条の見出し及び同条中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第12条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、この条例による改正後の羽幌町都市計画税条例（次条において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条、この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第12条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。第3条での法律番号は、今後付番される予定となっております。

以上、承認第1号から承認第3号についてご説明を申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから承認第1号、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、羽幌町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 国民健康保険税については今般の地方自治法の改正で、今日の説



明では低所得者への軽減対象者の拡充という内容についての報告でありましたけれども、あわせて納入する金額の上限額の引き上げも行われていたと私は思っているのですが、今回の説明にはその点については触れられておりません。町のその考え方、今後の対応、対処の仕方はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 今質問あったとおり、納入金額の上限額もアップされております。しかしながら、この段階で専決処分いたしますと、不利益不遡及の関連でさかのぼった形で上げてしまうということになりまして、今後の議会でかけていただきまして、その後次年度から適用させようという考えを持っております。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第30号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第30号 学校給食用食器洗浄機取替設置業務委託契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校給食センター所長、湊正子君。

○学校給食センター所長（湊 正子君） ただいま上程されました議案第30号 学校給食用食器洗浄機取替設置業務委託契約につきまして、内容と提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結する。

平成26年4月25日提出、羽幌町長。

1、契約の目的は、学校給食用食器洗浄機取りかえ設置業務です。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,836万円。うち消費税額136万円を含みます。

4、契約の相手方は、旭川市豊岡5条4丁目2-20、株式会社中西製作所旭川営業所所長、石川雅彦でございます。

提案理由は、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽幌町条例第20号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（室田憲作君） これから議案第30号について質疑を行います。

9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 内容について、何年ほど使われたものなのか、そういったことについて多少ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（室田憲作君） 学校給食センター所長、湊正子君。

○学校給食センター所長（湊 正子君） 現在使用しております食器洗浄機は、現在の給食センターが平成5年に建設、設立当時より使っております。下洗い槽の浸透槽と本洗い槽により2槽の連結により使っております。今回取りかえ設置いたしますのは、本洗浄機のほうでございます。

以上です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今ご説明あった内容と関連するのではないかと思いますけれども、随契になっていますよね。その辺の説明を加えてお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 学校給食センター所長、湊正子君。

○学校給食センター所長（湊 正子君） ご説明いたします。

食器洗浄機は大型の食器洗浄機でございまして、下洗いの予備用の浸透槽と本洗浄機により行っていますが、現在経年劣化により本洗浄機の食器投入部分である食器自動供給装置が故障し、完全復旧が望めない状況となっております。給食調理場における作業全体に大きな影響を与えることから、現在臨時職員を措置して対応しておりますが、早急な復旧が望まれております。また、装置全体を動かす自動制御盤については既に製造していない

ことから、今以上のふぐあいがあれば全く洗浄不能の状態となることも考えられます。使用不能となれば給食を停止せざるを得ませんが、特殊機械であることから、発注から納品までに3カ月を要します。使用不能となつてからの発注では、安定的な給食の供給に影響を及ぼすということで新規の購入をするということになりました。浸透機部分につきましては、購入以来大きな故障もなく安定的に稼働しておりますことから、本洗浄機部分のみの取りかえを検討いたしまして、取りかえすることにいたしました。既設の浸漬槽部分と洗浄機部分は連続稼働させる必要があるため、ほかのメーカー仕様の機器を連結した場合のふぐあいやメンテナンス、使用サポート等の責任体制が不明確となることが懸念されます。また、他社の機器仕様と比べて見積もり業者の機器仕様は洗浄方法も現在使用の機器と同様であり、仕上げ水を浸漬槽やタンク補給水として再利用する構造や仕上げ洗い後に余分な水分を飛ばすなど、他社にない特殊な機能を擁しているということから、センターが求める仕様の機器を製造可能な見積もり業者1社として随意契約といたしました。

以上です。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 学校給食用食器洗浄機取替設置業務委託契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号～議案第32号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第31号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第32号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成26年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,761万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,761万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で3款民生費、社会福祉費において4, 172万1, 000円の補正は、臨時福祉給付金事業の補正であり、消費税増税による低所得者への影響を緩和するため住民税非課税であり、住民税課税者に扶養されていない方に対して1万円を支給し、さらに老齢基礎年金等の受給者に対しては5, 000円を追加支給するものでございます。これに伴う事務費の補正として、臨時職員賃金41万4, 000円、特別旅費5万1, 000円、用紙や封筒代等の消耗品11万7, 000円、郵便料の通信運搬費29万6, 000円、銀行振り込み手数料19万5, 000円、臨時福祉給付金システム導入委託料64万8, 000円でございます。臨時福祉給付金の給付対象者は、住民税非課税世帯3, 000人、老齢基礎年金等の受給者2, 000人を見込み4, 000万円を計上しており、財源につきましては全額国庫補助金を充てております。

同じく児童福祉費において1, 001万6, 000円の補正は、子育て世帯臨時特例給付金事業の補正であり、消費税増税による子育て世帯への影響を緩和するため、対象児童1人当たり1万円を給付する事業であります。支給対象者は平成26年1月分の児童手当特例給付を受給し、かつ平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満となるものでございます。これに伴う事務費の補正として、臨時職員賃金41万4, 000円、特別旅費5万1, 000円、用紙や封筒代等の消耗品8万6, 000円、郵便料の通信運搬費13万2, 000円、銀行振り込み手数料8万7, 000円、子育て世帯臨時特例給付金システム導入委託料74万6, 000円でございます。子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者は850人を見込み850万円を計上しており、財源につきましては全額国庫補助金を充てております。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において186万8, 000円の補正は、がん検診推進事業の補正でございます。がん検診につきましては、受診者の増加を推進するため、国庫補助事業として乳がん、子宮頸がんは平成21年度から5年間、大腸がんは平成23年度から3年間、特定の年齢に達した方を対象に無料クーポン券を配付し、検診を実施してきましたが、未受診者がいることから、平成26年度につきましては町単独事業として予算化しておりました。このような中、乳がん、子宮頸がんは平成26年度から2年間、大腸がんは平成26年度に限り国庫補助事業として検診が実施されることから、国の補助対象者分を拡大して実施するものでございます。予算の内訳としましては、クーポン券作成消耗品費10万4, 000円、検診手帳印刷製本費19万7, 000円、がん検診委託料156万7, 000円を予定しており、財源につきましては2分の1を国庫補助で賄い、一般財源69万9, 000円は繰越金を充てております。

次に、8款土木費、住宅建設費において住宅改修促進助成事業補助金320万円の補正は、本年度から消費税が5%から8%に増税となり、今後町内の消費が落ち込み経済活動の停滞が懸念されることから、これらを未然に防止すること、町内建設産業の振興により経済活動の活性化を図ること及び町民の住環境の整備を図ることを目的に補助申請者全員を助成対象とすべく16件分の増額補正をするものでございます。財源につきましては、

過疎対策事業債を充てております。

次に、13款諸支出金、職員給与費において81万2,000円の補正は、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業に伴う時間外勤務手当66万6,000円と臨時職員の社会保険料14万6,000円で、財源は全額国庫補助金を充てております。

以上で一般会計を終わり、次に下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。補正をいたします内容は継続費の変更であり、汚水処理施設共同整備業務委託で概算工事価格から実施設計後の工事価格において資材価格や機器費、人件費等が上昇したことから、予算総額5億5,000万円を7億2,800万円に増額補正をし、平成27年度予算額4億2,200万円を6億円とするものでございます。

以上、今回補正をいたします予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、各会計別に歳入歳出または継続費一括して質疑を行います。それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第31号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 質問させていただきます。

これは、11ページ、8款土木費、住宅改修促進助成事業補助金320万円、このことについては委員会でも説明をいただいたところですが、1カ月ほど前の3月の予算委員会において既に可決された案件を委員会の中の説明では40件の決定を見た後の16件、先ほど町長からも説明がありましたけれども、今回8%絡みで景気浮揚という意味もあるという説明でございましたが、過去に議会側からいろんな救済措置を案として出し、またそれを否決といいますか、取り上げられないまま22年、23年、24年、25年と続いてきているわけです。昨年においては、57件という中で17件の方が残念な結果といいますか、当たらなかったわけです。それで、今年急遽抽せんが終わった後に当たるということになれば、そこに非常な不公平感が生ずるのでないかと思えます。その点につきまして、3月予算の中で決定されないもの、今ここで補正に上がってきたということについて、町長さんのお考えを伺いたいと思えます。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 駒井議員のご質問にお答えをいたします。

上がらなかったものということよりも、やはりその消費税増税の中で昨年の駆け込みで

のさまざまな動きということと、そして今回のこの数字を見ながら、やはり景気のある意味では誘導するとか誘引するとか、そういう立場に我々もあるのかなというようなことが話題と、話題とか話になりました。今まで確かに議会の中ではさまざまな論議がなされてまいりました。ただ、今年度このことにつきましては、そういった意味で全員にということ、そしてまた流れの中でさまざまな消費税対策ということで地域での経済の活性化ということで取り組んでいかなければならないと。前年度から商工会のプレミアムということもそういった意味で、まだこれからの話し合いになると思いますけれども、そういったところで手を加えながら地域経済の浮揚に努めていきたいという中からのもので我々は方針を決めたということでございます。

○議長（室田憲作君） 9番、駒井久晃君。

○9番（駒井久晃君） 8%は既にもう早くから言われているわけですし、3月の定例会、予算委員会後1カ月ちょっと、そういう中で急遽決まるという、3月定例会の予算委員会は何だったのかというような考え方です。その辺は、やっぱり執行権、トップを持っている町長の考えと、それから委員会では次年度についてはまだ白紙だと。これから26年度4月で始まったばかりですから、何とも言いにくいといいますが、そういう部分はあるとは思いますが、すぐ10%というものが目の前にぶら下がっている中でそういった議論といいますが、議会側に示すものもないまま今回の8%だけ取り上げて、それも40件決まった後ですから、その辺もうちょっと委員会でも課長さんに申し上げましたけれども、我々議員として町民の方に説明責任が出てくる。何と説明していいのか、ちょっと理解といいますが、言葉が見つからないところなのです。その辺、どんなものなのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 今回の補正につきましては、先ほど町長の提案理由と先ほどお答えいたしました町長の答えが全てでございますけれども、3月議会の予算委員会の中で決まった以降、まだそんなにたってもいないというような含めてどうなのだとということでございます。確かに私たちも内部の中では平成25年度は40件ということで、五十数件の申し込みがありまして、多分これは8%が来年から上がるから駆け込みということもあるのだろうというような考え方を持っておりまして、26年度は40件あれば何とか多分大丈夫だろうと、これは予測でしかありませんでしたけれども、予算の中で40件ということで押さえさせていただいておりました。ただ、ふたをあけてみますと、昨年と同じぐらいの数が来たということもあって、しからばこれをどうしようということの中で協議をさせていただきました。先ほど言いましたように、今年はそういうような年、8%に上がったというようなときでもありますし、先ほどから申しているような経済的なことも考えて、今年は補正予算で対応しようということに決定させていただいたということでございます。確かに今まで抽せんで漏れた方などもいらっしゃいますけれども、今回はそういう社会的要因といえましょうか、そういうことも含めた中で今回提案をさせていただ

ております。

なお、非常に住民の方に説明をしづらいというようなご指摘でもございましたけれども、私たちがこれから、今まではそういうような一貫した体制というか、方針で進んできたところでもございますけれども、今後そのような状況の考え方の変更といたしましうか、そういうことが出てきたときには、また事前に皆様とも、内部でも当然協議はいたしますけれども、議会の皆様とも協議をさせていただきながら慎重に進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、継続費補正に関する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第2回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時51分）